

会議録

1 附属機関の会議の名称

阿見町上下水道事業審議会

2 開催日時

令和3年11月2日（火） 午後2時から午後4時40分まで

3 開催場所

阿見町役場4階 全員協議会室

4 出席した者の氏名

【阿見町長】

千葉町長

【審議会委員】12名

吉田 憲市（町議員）・難波 千香子（町議員）・栗田 敏昌（町議員）・桜井直美（県立医療大学教授）・西脇 淳子（茨城大学准教授）・篠崎 慎一（元審議会委員・元町職員）・山口 道子（区長会会長）・北川 浩司（筑見地区代表）・寺島 裕之（筑波南第一工業団地代表）・建石 智久（町長公室長）・佐藤 哲朗（総務部長）・平岡 真智子（会計管理者）

【事務局】9名

村松産業建設部長・井上上下水道課長・湯原課長補佐・池田係長・小澤係長・高野主任・北澤主事・仲本主事・中村主事

5 発言の内容

別紙のとおり

別紙

事務局	<p>ただいまより令和3年度第1回阿見町上下水道事業審議会を始めさせていただきますと思います。私は本日、当審議会の司会を務めさせていただきます、上下水道課で課長補佐をしております、湯原でございます。宜しくお願いいたします。</p> <p>まず、配布資料の確認をいたします。お手元の資料をご確認ください。「令和3年度 第1回阿見町上下水道事業審議会 次第」「阿見町上下水道事業審議会委員名簿」この委員名簿ですが差し替えがございます。卓上に置かれている資料と差し替えをお願いいたします。「委嘱状」「別紙諮問第2号資料」以上となります。なお、この別紙諮問第2号資料につきましては工事発注前の概算工事費が記載されているため後ほど回収いたします。不足している資料はございませんか。また、事前に配布した資料はお持ちいただいておりますでしょうか。もしお持ちでない場合は用意したものがございますので、お申し出ください。</p> <p>次に、本審議会の公開についてであります、「阿見町審議会等の会議の公開に関する指針」の3で「審議会等の会議は原則公開するものとする」とあり、同指針4の(1)で「審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする」と規定されており、同指針3に規定されておりますいずれの基準にも該当しないことから、本審議会は公開の審議とすることとします。つきましては、録音及び写真撮影をさせていただきます、議事録及び写真等につきましては、ホームページ等で公開させていただきますのでご了承願います。</p> <p>続きまして、次第2の委嘱状交付ですが、コロナ禍の折でございますので、手渡しによる委嘱状交付は省略させていただきますと思います。卓上にお配りさせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、町長よりご挨拶申し上げます。</p>
町長	<p>皆さんこんにちは。ご紹介いただきました町長の千葉でございます。本日は、公私共に大変お忙しい中、令和3年度第1回阿見町上</p>

	<p>下水道事業審議会にご出席を賜り誠に有難うございます。</p> <p>また、皆様方には常日頃から町政全般に渡りましてご支援・ご協力を頂いておりますことにこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、皆様には先ほど、委嘱状をお渡ししたところですが、上下水道事業審議会とは、上下水道料金、下水道事業受益者負担金、そのほか上下水道事業に関する重要事項について審議し、答申していただく重要な役割を担う機関となっております。</p> <p>阿見町の上下水道事業のうち、下水道事業は、霞ヶ浦や花室川・清明川・桂川・乙戸川等の町内を流れる河川の水質保全及び町民の生活環境の向上を図ることを目的に、昭和55年2月に着手しました。</p> <p>その後、市街化区域への整備を優先的に進め、香澄の里及び福田工業団地及び荒川本郷地区を除く市街化区域内はほぼ整備を完了しております。現在は、荒川本郷地区、香澄の里工業団地、調整区域であります。市街化区域に隣接した住宅団地の筑見地区の整備を積極的に進めており、更なる下水道の普及に努めているところであります。</p> <p>なお、令和2年度末現在、阿見町の下水道普及率は、全町民の71.0%と、多くの町民の皆様にご利用して頂いているところであります。</p> <p>さて、当町の下水道事業については、下水道使用料の収入、また、工事実施に伴う国庫補助金や借入金である企業債、さらには、一般会計からの繰入金、及び受益者からの負担金によって運営しているところであります。</p> <p>受益者からの負担金についてですが、当町においては、整備を着手した地区ごとに、昭和62年に第1負担区を設定して以来、平成27年の第4負担区まで、4箇所の負担区及び単位負担金額を設定して、下水道整備費用の一部負担をお願いしているところでございます。</p> <p>今回は、現在整備を進めている香澄の里工業団地及び荒川本郷地区の一部と筑見地区に、新負担区及び単位負担金額を設定することについて、また、受益者負担金に係る徴収猶予規定の追加などの例規の改正について、皆様にご審議いただきたいと考えております。</p> <p>この後、事務局から説明がありますが、皆様には阿見町の現状をご理解頂き慎重なご審議をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第4の委員紹介ということで、委員の皆様、ご自</p>

分の所属など簡単で結構ですので、自己紹介をお願いいたします。吉田議員から席の順にお願いします（各委員順に自己紹介）。

1. 吉田 憲市（よしだ けんいち）
2. 難波 千香子（なんば ちかこ）
3. 栗田 敏昌（くりた としまさ）
4. 西脇 淳子（にしわき じゅんこ）
5. 篠崎 慎一（しのざき しんいち）
6. 山口 道子（やまぐち みちこ）
7. 桜井 直美（さくらい なおみ）
8. 北川 浩司（きたがわ こうじ）
9. 寺島 裕之（てらしま ひろゆき）
10. 建石 智久（たていし ともひさ）
11. 佐藤 哲朗（さとう てつろう）
12. 平岡 真智子（ひらおか まちこ）

なお、村木委員につきましては、本日所要のため欠席との連絡をいただいております。

以上、12名の委員にご出席いただいております。

続きまして、次第5 事務局職員の紹介をいたします。

事務局職員につきましては、部長より順に自己紹介をさせていただきます。

（順次自己紹介）

村松産業建設部長，井上上下水道課長，池田係長，小澤係長，高野主任，北澤主事，仲本主事，中村主事，湯原課長補佐

それでは次第6 議事に入らせていただきます。本来、本審議会の議事進行は会長が務めることとなっておりますが、今任期で最初の審議会であり、会長が選任されておられませんので、選任されるまでの間、私が仮の議長として議事進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の出席状況でございますが、委員13名中12名の出席となっており、過半数以上の出席をいただいておりますので、阿見町上下

水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、この会議の開催にあたりまして、傍聴者を募集いたしましたところ、申し込みはございませんでしたので、報告いたします。

それではここで、議題（1）の会長・副会長の選出となります。本日の参考資料「諮問に係る例規」1ページに審議会の条例がございますが、こちらの第5条第2項で「会長及び副会長は、委員の互選による。」と定められておりますが、いかがいたしましょうか。

（事務局一任の声）

ただ今事務局一任という意見がございましたので、選出については事務局にお任せいただきたいと思います。事務局より提案願います。

事務局としては、会長に吉田 憲市委員、副会長に桜井 直美委員を推薦したいと思います。

ただ今事務局より提案のありました案でご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議がないようですので、会長を吉田 憲市委員、副会長を桜井直美委員にお願いいたします。

それでは、会長・副会長には前方の席にご移動頂いて、吉田会長、それから桜井副会長の順でご挨拶を頂き、以後の議事につきましては、阿見町上下水道事業審議会条例第5条第3項の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、吉田会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願います。

会長

それでは一言ご挨拶させていただきます。

会長に就任いたしました吉田でございます。せっかくのご推薦をいただきましたので、一生懸命頑張りたいと思います。充実した審議会とするためには、委員の皆様一人一人のご協力が必要となります

	ので、どうぞよろしく願ひいたします。
副会長	副会長に就任いたしました桜井と申します。私この審議会は2回目で以前は水道料金改定の折に参加させていただいたかと思ひます。今回も会長を補佐しながら皆さんが積極的に審議されますように努めたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。
会長	<p>それでは、審議を進めさせていただきます。忌憚のない皆様方のご意見をどうぞよろしく願ひいたします。</p> <p>まず初めに、議題(2) 諮問事項についてであります。町長から諮問がありますので、私がこの審議会を代表いたしまして、これを受けたいと思ひます。よろしく願ひいたします。</p>
町長	<p>阿見町上下水道事業審議会 会長 殿</p> <p>下記事項について、阿見町上下水道事業審議会条例(昭和61年条例25号)第2条第1項第4号の規定に基づき、審議会の意見を求めます。</p> <p>記 諮問第1号 下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の設定について</p> <p>1. 負担区の名称 第5負担区 区域 別紙図面のとおり 地積 672,888.2 平方メートル</p> <p>2. 負担区の名称 第6負担区 区域 別紙図面のとおり 地積 521,443.34 平方メートル</p> <p>諮問第2号 下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の受益者負担金の額について</p> <p>1. 負担区の名称 第5負担区 単位負担金の額(1平方メートル当たり) 190円</p> <p>2. 負担区の名称 第6負担区 単位負担金の額(1平方メートル当たり) 600円</p> <p>諮問第3号</p>

	<p>下水道事業受益者負担金 徴収猶予規定の追加について</p> <p>1. 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（令和 2 年規程第 12 号）別表第 1 に次の徴収猶予規定を追加する</p> <p>（1）公共下水道を使用することができない土地であるとき。（土地の状況が宅地の一部であると認められるものを除く。）</p> <p>（2）排水源のない土地であるとき。（土地の状況が宅地の一部であると認められるものを除く。）</p> <p>（3）工場において、現況が工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条に規定する緑地及び環境施設に係る土地であるとき。</p> <p>諮問第 4 号</p> <p>下水道事業受益者負担金 区域外流入の分担金に係る単位負担金額の見直しについて</p> <p>1. 阿見町下水道条例（昭和 58 年 10 月 3 日条例第 14 号）第 16 条の 2 第 4 項に定められた、区域外流入に係る分担金の単位負担金額を「当該区域外流入を認めた日前の直近の負担区の単位負担金額」から「600 円」に変更する。</p> <p>以上</p> <p>阿見町下水道事業 阿見町長 千葉 繁 よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>まことに恐縮でございますが、千葉町長はこの後公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p>
会長	<p>諮問に入る前に、まず「阿見町公共下水道事業の概要」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>受益者負担金について審議していただく前に、阿見町公共下水道事業の概要について説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。前面のスクリーンにも映し出しておりますので、そちらもご利用いただければと思います。</p> <p>本町の公共下水道事業は、独自の処理場を持たず広域で土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市で構成する『霞ヶ浦湖北流域下水道事業』に属し、県の霞ヶ浦浄化センターに接続し汚水処理を行う流域下水道事業として昭和 55 年 2 月に当初認可を受け下水道事業に着手し、昭和 59 年度より随時供用開始を行っております。</p> <p>下段にある地図で色が赤だったり青だったりしておりますが、線</p>

	<p>で囲まれている部分が公共下水道整備区域で、市街化区域全域及び市街化調整区域の南平台地区と筑見地区を含む区域となっており、うち福田工業団地以外は事業認可を取得し事業着手済となっております。</p> <p>整備状況でございますが、中段の表をご覧ください。令和3年3月末時点で、行政人口48,023人に対し、処理区域内人口が34,090人で普及率が71.0%となっており、茨城県44市町村中14位となっております。また、整備済区域内で公共下水道に接続している水洗化人口は33,518人で水洗化率は98.3%となっております。</p> <p>公共下水道以外の農業集落排水や合併処理浄化槽を含めた阿見町全体の汚水処理人口普及率は95.3%となっております。こちらは県内44市町村中5位となっております。</p> <p>現在は荒川本郷地区及び今回審議いただきます香澄の里工業団地、筑見区の下水道整備を進めているところです。</p> <p>簡単ですが、以上で阿見町公共下水道事業の概要の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、続いて諮問第1号「下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の設定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、私、池田の方から諮問第1号「下水道受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の設定について」説明いたします。</p> <p>資料2 ページ「下水道事業受益者負担に関する負担区及び額の設定について」をご覧ください。</p> <p>最初に受益者負担金とは何かについて説明いたします。まず、資料を読み上げさせていただきます。</p> <p>1. 受益者負担金とは</p> <p>(1) 受益者負担金の基本的考え方</p> <p>利用者が不特定多数である一般の公共施設の建設費は、公費で賄うのが通常です。しかし、その施設の設置によって限られた範囲内の特定者が著しい利益を受けることになる場合に、その施設の建設費を公費(租税)のみによって賄うとすれば、その施設による利益を享受しえない者にも負担させることになり公平を欠きます。このような場合、特定の著しい利益を受ける者に対して建設費の一部を負担させることが公平であると言えます。</p> <p>(2) 公共下水道事業において受益者負担金が採用されている理由と受益</p>

下水道事業において受益者負担金制度が採用されている理由は、以下のとおりです。

- ① 下水道の整備により、利益を受ける者の範囲が明確である。
- ② 下水道の整備によって、特定の地域について、環境が改善され、未整備地区に比べ利便性、快適性が著しく向上し、結果として当該地域の土地の資産価値が増加する。

(3) 受益者の範囲

受益者は、原則として公共下水道により下水を排除できる地域内の土地の所有者とします。ただし、土地所有者と家屋所有者が異なる場合、家屋所有者が受益者となります。

(4) 受益者負担金徴収の法的根拠

受益者負担金制度は、都市計画法第 75 条に基づくものであり、国または地方公共団体の行う特定の事業により著しい利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において、事業費の一部を負担させようとするものであります。

当町においては、昭和 62 年度に下水道事業受益者負担に関する条例を制定し、現在第 4 負担区まで設定し徴収しております。

都市計画法の該当条文につきましては、資料 2 ページの下段に四角で囲ってありますので、後ほどお読み取りください。

つづきまして資料 4 ページをご覧ください。この地図は、既に設定済みの負担区と、新規賦課予定の負担区の両方の位置を示したものです。

黄色で塗られている青宿や曙、レイクサイドタウンなどを中心とした区域 1 6 8 万 9 千㎡が昭和 62 年度に設定した第 1 負担区です。続いて、青色で塗られている中央や富士団地、エリアが少し離れているのですが二区などを中心とした区域 5 3 2 万 1 千㎡が平成 6 年度に設定した第 2 負担区です。また、緑色で塗られている第 3 負担区 4 万 8 千㎡は、平成 13 年度に設定した一区南地区の区域となっております。オレンジ色は第 4 負担区で、面積は 1 3 2 万 6 千㎡、平成 27 年度に設定した一区と上本郷を中心とした区域です。

第 1 負担区から第 3 負担区までの区域については、下水道整備及び受益者負担金の賦課がほぼ終了しております。第 4 負担区については令和 3 年度現在も整備を行っている状況です。

次に新規賦課予定の負担区についてご説明します。まず位置ですが、地図上、点線で囲まれている部分になります。町の東部に位置している薄緑色の区域が、第 5 負担区になりまして、町の西部に位置

	<p>し、第4負担区の南側にある薄紫色の区域が第6負担区です。</p> <p>つづきまして資料5ページをご覧ください。こちらの地図は、第5負担区を拡大したものです。第5負担区は、香澄の里工業団地内の市街化区域の一部と、阿見町水道事務所及び霞クリーンセンターを含んだ区域で、面積としては、67万2千888.2㎡あります。令和元年度から年次計画に基づき下水道の整備を進めております。</p> <p>つづきまして資料6ページをご覧ください。この地図は、第6負担区を拡大したものです。第6負担区は、荒川本郷地区の市街化区域で、まだ負担区の設定がされていない区域と、それに隣接する筑見区で構成される区域です。面積は、52万1千443.34㎡あります。令和2年度から年次計画に基づき下水道の整備を進めております。</p> <p>以上の2つの区域について、新規に負担区を設定したいと考えております。</p> <p>以上で諮問第1号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から「下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の設定について」説明がありましたが、ご意見・ご質問などございましたらお願いいたします。挙手のうえ、指名されてからご発言ください。</p>
寺島委員	<p>資料P5の地図ですがフジシールと日本ポールは対象にはならないのですか？</p>
会長	<p>只今の質問に対しての答弁をお願いいたします。</p>
事務局 (井上課長)	<p>はい、お答えいたします。こちらに抜けておりますフジシールと日本ポールですが既に公共下水道に自費で接続しておりますので、今回の区域からは抜けております。以上です。</p>
会長	<p>他にございませんか？</p> <p>それではお諮りします。「下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の設定について」ご異議ございませんか？</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認め、諮問第1号「下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の設定について」は、原案の通りご承認いたしました。</p>
会長	<p>続きまして、諮問第2号「下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の受益者負担金の額について」事務局の説明をお願い</p>

	<p>いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>諮問第2号「下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の受益者負担金の額について」説明いたします。</p> <p>資料7ページをお開き下さい。</p> <p>阿見町の受益者負担金の単位負担金を算定する基礎となります負担金対象事業費の根拠としましては、国の委員会である「下水道財政のあり方を検討する下水道財政研究委員会」で第1次から第5次の受益者負担金に関する提言こちらをよりどころにして設定しております。</p> <p>その提言で、資料8ページをご覧ください。4行目からになります。「受益者負担金は事業費のうち下水道事業による受益を現実のものとする末端管渠の整備費に充当するものとし、この範囲内で負担金総額を定めるのが適当であること」という考え方が示されております。阿見町の第1負担区から第4負担区まで末端管渠費相当額を負担金対象事業費としております。</p> <p>末端管路整備費の定義としましては、(2)対象事業費の考え方をご覧ください。①下水道施設建設に係る全体工事費のうち②排水面積20ha以上を流す幹線の工事費を除いたのが③枝線整備工事費となります。その③枝線整備工事費のうち④下水道排除量が1日当たり2^m以上となる国庫補助金対象工事を除いた⑤単独事業費を末端管渠整備費とし負担金対象事業費となります。</p> <p>続きまして、資料9ページをご覧ください。第6負担区(荒本地区の一部及び筑見地区)の単位負担金額の算出方法です。</p> <p>負担金対象事業費が210,422,000円を対象面積349,702.32^mで割った額が601.7円となります。10円未満を切り捨てた600円が1^m当たりの単位負担金額としております。負担金対象事業費の算出根拠としまして、別紙諮問第2資料をご覧ください。こちらの4ページをお開き下さい。青く着色されている路線が下水道排除量1日当たり2^m未満の末端管渠です。この末端管渠の整備に要する事業費は3ページの黄色の欄、概算設計工事額が230,553,762円であり、それに緑色の欄の、入札による請負比率91.2682%を乗じた額ピンク色の欄で210,422,000円が末端管渠整備費となり負担金対象事業費となります。</p> <p>資料9ページにお戻りください。中段の※2対象面積の算出根拠になっております。区域全体の面積521,443.34^mより将来的に下水道の使用が見込めない土地などの公衆用道路や水路、調整池等の、面</p>

	<p>積 171, 741. 02 m²を除いた 349, 702. 32 m²を対象面積としております。</p> <p>続きまして資料 10 ページをご覧ください。第 5 負担区（香澄の里工業団地）の単位負担金の算出方法です。</p> <p>この負担区は工業団地であり、一つ一つの敷地が大きく、下水道排除量が 1 日当たり 2 m³未満の管路を算出しますと、末端の 1 スパンのみが末端管渠となり、受益者負担金に関する提言であった「受益を現実のものとする末端管渠整備費」の考え方とはそぐわないものと判断しました。</p> <p>そのため、先ほど説明しました下水道財政研究委員会の提言、資料の 7 ページにもう一度お戻りください。表中にあります第 1 次及び第 2 次財研提言で示された事業費の 1 / 3 から 1 / 5 を負担金対象事業費と考えまして、範囲内の 1 / 4 の係数を使用して算出しております。1 / 4 の根拠としましては、諮問第 2 号資料の 3 ページをご覧ください。第 6 負担区の全体概算工事費が黄色の下の欄にあります 899, 207, 240 円で、負担金対象事業費がピンク色の欄の 210, 422, 000 円であることから、負担金対象事業費は全体事業費の約 1 / 4. 3 程度の負担となっていることから 1 / 4 の係数は妥当な値であると判断しました。</p> <p>資料 10 ページにお戻りください。</p> <p>全体整備事業費が 451, 896, 000 円でそれに 1 / 4 を掛けた額 112, 974, 000 円が負担金対象事業費で、それを対象面積 572, 707. 49 m²で割った額が 197. 3 円となります。10 円未満を切り捨てた 190 円が単位負担金額となります。</p> <p>全体整備事業費の算出根拠としまして、別紙諮問第 2 号資料の 1 ページをご覧ください。黄色の欄で、概算工事費 451, 896, 000 円となります。</p> <p>資料 10 ページにお戻りください。</p> <p>対象面積は、第 6 負担区と同様に全体面積 672, 888. 2 m²から道路などの対象外面積 100, 180. 71 m²を引いた 572, 707. 49 m²を対象面積としております。</p> <p>以上で諮問第 2 号の単位負担金額の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局から「下水道事業受益者負担金 第 5 負担区及び第 6 負担区の受益者負担金の額について」説明がありましたが、ご意見・ご質問などございましたら、願いたします。</p> <p>ございませんか？</p>

	<p>それでは質疑なしと認めます。</p> <p>それではお諮りします。「下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の受益者負担金の額について」ご異議ございませんか？</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認め、諮問第2号「下水道事業受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の受益者負担金の額について」は、原案の通りご承認いたしました。</p>
会長	<p>続きまして、諮問第3号「下水道事業受益者負担金 徴収猶予規定の追加について」事務局の説明を求めます。事務局よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>小澤と申します。よろしくお願いたします。諮問第3号「下水道事業受益者負担金 徴収猶予規定の追加について」説明いたします。資料11ページをご覧ください。</p> <p>まず、1. 状況及び諮問理由について説明いたします。受益者負担金については、徴収猶予という制度がございまして、「阿見町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」第10条に基づき、別表第1のとおり、徴収を猶予することが出来ます。</p> <p>別表第1につきましては、参考資料「諮問に係る例規」の11ページをご覧ください。現在の規定についてざっと説明いたしますと、第1号の1は主に土地が農地や山林の場合で、第2号の2～4は災害や盗難、長期療養など、受益者が支払うことが難しい場合、第3号の5は権利関係の争いのある係争地である場合、6は町が公共施設又は公用に供するための貸借契約をしている土地、7はその他町長が特に認めるものとなっています。</p> <p>審議会資料11ページにお戻りください。現在、この別表第1に明記されているもの以外は、適正な受益者負担の観点から個別に検討しまして、第3号の7の「その他町長が特に認めるもの」という規定に基づき徴収猶予の決定をしていますが、徴収猶予の対象が明確になっていないため、規定を追加したいと考えており、そのことについて諮問させていただくものです。</p> <p>なお、あくまで徴収猶予であり、下水道を使用する際には猶予を解除して受益者負担金を支払っていただくようになります。</p> <p>続きまして 2. 改正案ですけれども、まず(1)下水道を当面の</p>

間使用しないことが明らかな土地に関する規定の追加について、です。登記地目が宅地などであっても、特殊な事情で物理的に下水道が使用できない土地や、建物などの排水源がない土地など、下水道を当面の間使用しないことが明らかな土地については、土地利用が定まってからの方が、受益者が明確になり、受益者負担金の賦課について理解を得やすいため、徴収猶予の対象として規定したいと考えております。

具体的には、先ほどと同じ参考資料「諮問に係る例規」の11ページ、別表第1の第3号の6と7の間に次の要件を追加したいと考えております。

徴収猶予の対象 として	猶予期間 は
7. 公共下水道を使用することができない土地であるとき。(土地の状況が宅地の一部であると認められるものを除く。)	下水道の使用が可能となるまでの期間
8. 排水源のない土地であるとき。(土地の状況が宅地の一部であると認められるものを除く。)	排水源が発生するまでの期間

なお、()内の土地の状況が宅地の一部であると認められるものを除く、については、建物のある土地に隣接して、例えば庭のように一体として利用されているなどの場合に排水源がない土地であっても徴収猶予の対象外とするものです。

県内で類似規定がある市町村は常総市などがございます。

続きまして、資料12ページをご覧ください。(2)工場における、工場立地法により定められた緑地及び環境施設に係る土地に関する規定について、です。工場については、工場立地法により定められた緑地や環境施設(調整池、太陽光施設等)の設置により、その部分の面積が敷地内の大きな部分を占めている場合があります。敷地全体の面積で受益者負担金を計算すると工場にとって大きな負担となるため、緑地や環境施設に係る土地について、徴収を猶予する規定を設けます。

なお、猶予された土地に新たに排水を伴う建築物を増設する時は、猶予を解除し、受益者負担金を徴収いたします。

具体的には、先ほどと同様に参考資料「諮問に係る例規」の11

ページ，阿見町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の別表第一の第3号，先ほどの8の後に次の要件を追加します。

徴収猶予の対象 として	猶予期間 は	備考 として
9. 工場において，現況が工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条に規定する緑地及び環境施設に係る土地であるとき。	排水を要する土地になるまでの期間	現況が分かる写真・図面を添付すること。

県内で類似規定のある市町村は土浦市になります。
 以上で諮問第3号の説明を終わります。ご審議の程，よろしく願います。

会長 ただいま，事務局から「下水道事業受益者負担金 徴収猶予規定の追加について」の説明がありました，ご意見・ご質問などございましたら，願います。
 ごいませんか？
 それでは質疑なしとします。

それではお諮りします。「下水道事業受益者負担金 徴収猶予規定の追加について」ご異議ございませんか？

(異議なしの声)

ご異議なしと認め，諮問第3号「下水道事業受益者負担金 徴収猶予規定の追加について」は，原案の通りご承認いたしました。
 ここで暫時休憩といたします。議会の再開は15時10分といたします。

会長 それでは，時間になりましたので審議を再開いたします。
 続きまして，諮問第4号「下水道事業受益者負担金 区域外流入の分担金に係る単位負担金額の見直しについて」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは引き続き小澤が諮問第4号「下水道事業受益者負担金 区域外流入の分担金に係る単位負担金額の見直しについて」ご説明いたします。
 資料13ページをご覧ください。こちら諮問第4号資料の下，「下

	<p>水道受益者負担金」となっており、正しくは「下水道事業受益者負担金」で、事業が抜けております。申し訳ありません。</p> <p>まず、1. 状況及び諮問理由について説明いたします。</p> <p>最初に、まず区域外流入について説明させていただきます。資料の真ん中あたりに簡単な図がございます。オレンジの方が下水道計画区域内、白い方が下水道計画区域外で、赤い線が下水管になります。下水道計画区域外の敷地であっても、敷地に接する道路に下水道の本管が通っている場合は、下水道条例第16条の2により、区域外流入として下水道の接続を認めています。参考資料「諮問に係る例規」の22ページにあります。</p> <p>この区域外流入を行う場合には、受益者負担金に相当するものとして分担金を負担区内と同様に賦課しておりまして、現在の基準は同条例第16条の2第4項において、「直近で整備された負担区の基準額」となっています。参考資料は先ほどと同じ、22ページにあります。黄色く着色しております。</p> <p>このことについて、今回の審議会で諮問する第5負担区及び第6負担区は負担区の施行日が同日となる予定であり、整備も並行して進めていることから、現在の文言だとどちらを当てはめるか不明瞭な状態です。このため、区域外流入の単位負担金額を第6負担区の単位負担金額と同額の600円とする規定に改正したいと考えております。</p> <p>具体的には、2. 改正案をご覧ください。下水道条例の第16条の2第4項、直接関係のない部分は省略しまして、「分担金の額の算出に係る」の後、「負担区については当該区域外流入を認めた日前の直近の負担区とし、」の部分「単位負担金額については600円とし、」に改正させていただきたいと考えています。</p> <p>県内市町村で同じような規定になっているのは、水戸市・五霞町です。</p> <p>以上で諮問第4号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局から「下水道事業受益者負担金 区域外流入の分担金に係る単位負担金額の見直しについて」の説明がありましたが、ご意見・ご質問などございましたら、お願いいたします。</p> <p>ご質問なしと認めます。</p> <p>それではお諮りします。「下水道事業受益者負担金 区域外流入の</p>

分担金に係る単位負担金額の見直しについて」ご異議ございませんか？

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、諮問第 4 号「下水道事業受益者負担金 区域外流入の分担金に係る単位負担金額の見直しについて」は、原案の通りご承認いたしました。

つきましては、ただ今より答申書について取りまとめいたしますので、5 分ないし 10 分お時間をいただきたいと思います。暫時休憩をいたしますので議会の再開は 15 時 25 分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩の時間を 5 分繰り上げて 15 時 20 分といたします。

それでは、議事を再開いたします。お手元に答申書が配布されたかと思いますが、答申内容を読み上げます。

阿見町下水道事業 阿見町長 千葉 繁 殿

令和 3 年 11 月 2 日

阿見町上下水道事業審議会会長 吉田 憲市

答申書

令和 3 年 10 月 15 日付け阿上下第 392 号で諮問のありました事項について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申いたします。

記

1. 審議の結果

諮問第 1 号から第 4 号までについて、原案に異議ありません。付帯意見はございません。

答申書について、ご異議ございませんか？

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、答申書を提出いたします。なお、答申日及び答申につきましては、会長に一任して頂き、答申書を提出させていただ

	<p>きたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>なお、本日の議事録についての確認は、会長に一任していただき、事務局を通してホームページ等で公開したいと思いますが、いかかでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議事録については、確認後、ホームページ等で公開したいと思います。以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆様には円滑な議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。これで議長の職を解かせていただきます。</p>
事務局	<p>吉田会長、円滑な議事進行、誠にありがとうございました。答申いただきました内容を踏まえ、3月議会に上程をいたします。</p> <p>以上で令和3年度第1回阿見町上下水道事業審議会を終了いたします。委員の皆様方、本日は長時間にわたる慎重審議大変お疲れ様でした。</p> <p>本日の資料についてですが、「別紙諮問第2号資料」のみ、この後回収させていただきます。そのまま机に置いておいていただき、後ほど職員が回収いたしますので、お手数ですがよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。</p>